

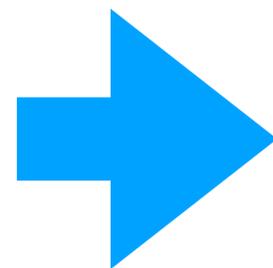
運動器リハビリテーション料の加算変更 について

2025年3月1日より理学療法士(常勤)が2人になります
それに伴い、運動器リハビリテーション料の加算が変わります

2月28日まで

運動器リハビリテーションⅢ

加算点数 85点



3月1日より

運動器リハビリテーションⅡ

加算点数 170点

また、総合実施計画評価料1 (300点)または2 (240点)の算定が
月に一度、加算されますのでご理解のほど、よろしく申し上げます

物理療法については変更はありません

